

令和5年4月1日

総務課

本学への入館に当たっては、国や東京都の方針及び対策などを踏まえて、5月7日までの期間については、以下の「基本的な考え方と講じるべき対策」及び「入館にあたっての注意事項」を念頭にご対応ください。なお、5月8日から感染法上の位置づけが5類感染症に位置付けられることに伴い、5月8日以降は、これらの対応は必要ありません。

【基本的な考え方と講じるべき対策】

本学では、引き続き学内における感染を防ぐため、「こまめな換気」、「効果的な場面におけるマスクの着用」や「手洗いの徹底や手指の消毒」といった基本的な感染防止対策を継続します。

- (1) 咳エチケット、効果的な場面におけるマスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底
- (2) 施設の衛生管理（清掃の実施）
- (3) 体調チェック

※マスクの着脱は個人の判断を基本としますが、感染防止対策としてマスク着用の有効性や効果を踏まえつつ、国及び東京都の対応を参考に、マスクの着用が効果的な場面において周知することがあります。

【入館にあたっての注意事項】

- (1) 症状のある方の入館制限

発熱や呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛などの症状がある方の入館は可能な限りご遠慮ください。

※気分や体調がすぐれない方は、緊急待機場所へ移動した後、以下の連絡先にご連絡ください。

◎連絡先：

学生の方 ⇒ 学生支援課 042-496-3110

その他の方 ⇒ 総務課 042-496-3000

- (2) 入館時の体調確認

サーマルカメラによる検温を推奨しています。

- (3) 取引会社の方は、来校者記録簿に氏名等の記入をお願いします。

以上